

(参考)

○個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 （略）

3 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 地方公共団体

三～五 （略）

4～6 （略）

（地方公共団体等が保有する個人情報の保護）

第十一条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

（第三者提供の制限）

第二十三条 （略）

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であつて、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

一 第三者への提供を利用目的とすること。

二 第三者に提供される個人データの項目

三 第三者への提供の手段又は方法

四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

○「個人情報の保護に関する基本方針」（平成 16 年 4 月 2 日・閣議決定）（抄）

2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

(3) 分野ごとの個人情報の保護の推進に関する方針

② 特に適正な取扱いを確保すべき個別分野において講ずべき施策

個人情報の性質や利用方法等から特に適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある分野については、各省庁において、個人情報を保護するための格別の措置を各分野（医療、金融・信用、情報通信等）ごとに早急に検討し、法の全面施行までに、一定の結論を得るものとする。

3 地方公共団体が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

(1) 地方公共団体の保有する個人情報の保護の推進

地方公共団体の保有する個人情報の保護対策については、法第11条第1項の趣旨を踏まえ、個人情報の保護に関する条例の制定に早急に取り組む必要がある。また、既に条例を制定している団体にあっても所要の見直しを行うことが求められる。

条例の制定又は見直しに当たっては、法及び行政機関個人情報保護法等の内容を踏まえるとともに、特に、いわゆるマニュアル処理に係る個人情報を保護対象とすること、行政機関個人情報保護法を参考としつつ、事務の特性に配慮した対象機関のあり方、自己情報の開示・訂正・利用停止等の本人関与の仕組みの充実、適切な苦情処理や不服申立て制度等の救済措置の整備、外部委託に係る個人情報の保護措置の整備、個人情報の漏えい等に対する罰則の検討、いわゆる「オンライン禁止規定」の見直し等の事項について留意することが求められる。

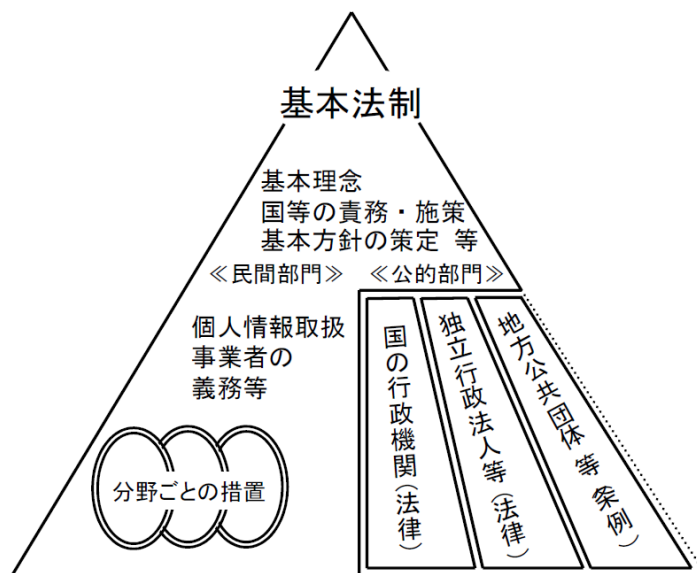
(2) 広報・啓発等住民・事業者等への支援

② 地方公共団体の部局間の相互連携

地方公共団体は、法の施行に関し、自ら保有する個人情報の保護、その区域内の事業者等への支援、苦情の処理のあっせん等、さらには、法第51条及び令第11条の規定により主務大臣の権限を行使することまで、広範で多様な施策の実施が求められている。地方公共団体においては、こうした多様な施策は、個人情報の保護に関する条例の所管部局、住民からの苦情の相談を担う部局、各事業・事業者の振興・支援を担う部局等相当数の部局にまたがるものと見込まれるが、個人情報に関する住民の権利利益の保護の実効性を確保するためには、広範な施策が一体的・総合的に講じられるよう、関係部局が相互に十分な連携を図る必要がある。

また、事業者からの相談や住民からの苦情等の相談の利便性の観点から、連携体制の確保に併せて、関係部局間の役割分担と窓口を明らかにしてこれを公表すること等により周知することが望まれる。

2. 個人情報保護法制の体系イメージ



(出典) 内閣府 HP

項目	項目コード	項目名	データ基準		データタイプ	単位	データ値コメント		検査方法	備考	
			データ値	下限値			上限値	基準範囲外			検査の実施
身体計測	○ 9N00100000000001	身長			数字	cm				小数点以下1桁	
	○ 9N00600000000001	体重			数字	kg				小数点以下1桁	
	○ 9N01100000000001	BMI			数字	kg/m ²				小数点以下1桁	
	○ 9N02100000000001	内臓脂肪面積			数字	cm ²				小数点以下1桁	
	○ 9N01616010000001	腹囲(実測)			数字	cm		1: 実測		小数点以下1桁	
	○ 9N01616020000001	腹囲(自己判定)			数字	cm		2: 自己測定		小数点以下1桁	
	○ 9N01616030000001	腹囲(自己申告)			数字	cm		3: 自己申告		小数点以下1桁	
○ 9N02600000000002	肥満度			数字	%				小数点以下1桁		
診察	○ 9N05100000000049	業務歴			漢字						
	○ 9N05600000000011	既往歴			コード					1: 特記すべきことあり、2: 特記すべきことなし	
	○ 9N056160400000049	(具体的な既往歴)			漢字					特記すべきことありの場合に記載	
	○ 9N06100000000011	自覚症状			コード					1: 特記すべきことあり、2: 特記すべきことなし	
	○ 9N061160800000049	(所見)			漢字					特記すべきことありの場合に記載	
	○ 9N06600000000011	他覚症状			コード					1: 特記すべきことあり、2: 特記すべきことなし	
	○ 9N066160800000049	(所見)			漢字					特記すべきことありの場合に記載	
	○ 9N07100000000049	その他(家族歴等)			漢字						
	○ 9N07600000000049	視診(口腔内含む)			漢字						
	○ 9N08100000000049	打聴診			漢字						
血圧等	○ 9A75500000000001	収縮期血圧(その他)			数字	mmHg		3: その他		平均値等、「1回目」、「2回目」以外の値の最も確かな値を記入する	
	○ 9A75200000000001	収縮期血圧(2回目)			数字	mmHg		2: 2回目			
	○ 9A75100000000001	収縮期血圧(1回目)			数字	mmHg		1: 1回目			
	○ 9A76500000000001	拡張期血圧(その他)			数字	mmHg		3: その他		平均値等、「1回目」、「2回目」以外の値の最も確かな値を記入する	
	○ 9A76200000000001	拡張期血圧(2回目)			数字	mmHg		2: 2回目			
	○ 9A76100000000001	拡張期血圧(1回目)			数字	mmHg		1: 1回目			
	○ 9N12100000000001	心拍数			数字	拍/分					
	☆ 9N14100000000011	採血時間(食後)			コード					1: 食後10時間未満、2: 食後10時間以上	
	生化学検査	3F05000002327101	総コレステロール			数字	mg/dl		1: 可視吸光度法(コレステロール酸化酵素法)		
		3F05000002327201				数字	mg/dl		2: 紫外吸光度法(コレステロール脱水素酵素法)		
3F05000002399901					数字	mg/dl		3: その他			
○ 3F01500002327101		中性脂肪(トリグリセリド)			数字	mg/dl		1: 可視吸光度法(酵素比色法・グリセロール消去)			
3F01500002327201					数字	mg/dl		2: 紫外吸光度法(酵素比色法・グリセロール消去)			
3F01500002399901					数字	mg/dl		3: その他			
○ 3F07000002327101		HDLコレステロール			数字	mg/dl		1: 可視吸光度法(直接法(非沈殿法))			
3F07000002327201					数字	mg/dl		2: 紫外吸光度法(直接法(非沈殿法))			
3F07000002399901					数字	mg/dl		3: その他			
○ 3F07700002327101		LDLコレステロール			数字	mg/dl		1: 可視吸光度法(直接法(非沈殿法))			
3F07700002327201					数字	mg/dl		2: 紫外吸光度法(直接法(非沈殿法))			
3F07700002399901					数字	mg/dl		3: その他			
○ 3J01000002327101		総ビリルビン			数字	mg/dl		1: 可視吸光度法(化学酸化法、酵素法、ジブゾ法)		小数点以下1桁	
3J01000002399901					数字	mg/dl		2: その他		小数点以下1桁	
○ 3B03500002327201		GOT(AST)			数字	U/l		1: 紫外吸光度法(JSCC標準化対応法)			
3B03500002399901					数字	U/l		2: その他			
○ 3B04500002327201		GPT(ALT)			数字	U/l		1: 紫外吸光度法(JSCC標準化対応法)			
3B04500002399901					数字	U/l		2: その他			
○ 3B09000002327101		γ-GT(γ-GTP)			数字	U/l		1: 可視吸光度法(JSCC標準化対応法)			
3B09000002399901					数字	U/l		2: その他			
○ 3B07000002327101	ALP			数字	U/l		1: 可視吸光度法(JSCC標準化対応法)				
3B07000002399901				数字	U/l		2: その他				
○ 3C01500002327101	血清クレアチニン			数字	mg/dl		1: 可視吸光度法(酵素法)		小数点以下2桁		
3C01500002399901				数字	mg/dl		2: その他		小数点以下2桁		
○ 3C02000002327101	血清尿酸			数字	mg/dl		1: 可視吸光度法(ウリカーゼ・ベルオキシターゼ法)		小数点以下1桁		
3C02000002399901				数字	mg/dl		2: その他		小数点以下1桁		
○ 3A01000002327101	総蛋白			数字	g/dl		1: 可視吸光度法(ビウレット法)		小数点以下1桁		
3A01000002399901				数字	g/dl		2: その他		小数点以下1桁		
○ 3A01500002327101	アルブミン			数字	g/dl		1: 可視吸光度法(BCG法、BCP改良法)		小数点以下1桁		
3A01500002399901				数字	g/dl		2: その他		小数点以下1桁		
○ 3A01600002327102	A/G			数字					計算値		
○ 5C09500002302301	血清フェリチン			数字	ng/ml		1: エンザイム免疫アッセイ(EIA)		小数点以下1桁		
5C09500002399901				数字	ng/ml		2: その他		小数点以下1桁		
血糖検査	● 3D01000001926101	空腹時血糖			数字	mg/dl		1: 電位差法(ブドウ糖酸化酵素電極法)		特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間(食後)のコードは2(10時間以上)でなければならない	
	3D01000002227101				数字	mg/dl		2: 可視吸光度法(ブドウ糖酸化酵素法)		特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間(食後)のコードは2(10時間以上)でなければならない	
	3D01000001927201				数字	mg/dl		3: 紫外吸光度法(ヘキソキナーゼ法、グルコキナーゼ法、ブドウ糖脱水素酵素法)		特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間(食後)のコードは2(10時間以上)でなければならない	
	3D01000001999901				数字	mg/dl		4: その他		特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間(食後)のコードは2(10時間以上)でなければならない	
	▲ 3D010129901926101	随時血糖			数字	mg/dl		1: 電位差法(ブドウ糖酸化酵素電極法)		特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間(食後)のコードは1(10時間未満)でなければならない	
	3D010129902227101				数字	mg/dl		2: 可視吸光度法(ブドウ糖酸化酵素法)		特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間(食後)のコードは1(10時間未満)でなければならない	
	3D010129901927201				数字	mg/dl		3: 紫外吸光度法(ヘキソキナーゼ法、グルコキナーゼ法、ブドウ糖脱水素酵素法)		特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間(食後)のコードは1(10時間未満)でなければならない	
	3D010129901999901				数字	mg/dl		4: その他		特定健康診査においては、この項目を使用する場合には、採血時間(食後)のコードは1(10時間未満)でなければならない	
	● 3D04500001906202	HbA _{1c} (JDS値)			数字	%		1: 免疫学的方法(ラテックス凝集比濁法等)		小数点以下1桁 平成25年度以降に実施した健診からは記載は不可能。	
	3D04500001920402				数字	%		2: HPLC(不安定分画除去HPLC法)		小数点以下1桁 平成25年度以降に実施した健診からは記載は不可能。	
	3D04500001927102				数字	%		3: 酵素法		小数点以下1桁 平成25年度以降に実施した健診からは記載は不可能。	
	3D04500001999902				数字	%		4: その他		小数点以下1桁 平成25年度以降に実施した健診からは記載は不可能。	
	● 3D04600001906202	HbA _{1c} (NGSP値)			数字	%		1: 免疫学的方法(ラテックス凝集比濁法等)		小数点以下1桁 平成25年度以降に実施した健診から記載する。	
	3D04600001920402				数字	%		2: HPLC(不安定分画除去HPLC法)		小数点以下1桁 平成25年度以降に実施した健診から記載する。	
	3D04600001927102				数字	%		3: 酵素法		小数点以下1桁 平成25年度以降に実施した健診から記載する。	
	3D04600001999902				数字	%		4: その他		小数点以下1桁 平成25年度以降に実施した健診から記載する。	
尿検査	○ 1A02000000191111	尿糖			コード			1: 試験紙法(機械読み取り)		1: -, 2: ±, 3: +, 4: ++, 5: +++	
	1A02000000190111				コード			2: 試験紙法(目視法)		1: -, 2: ±, 3: +, 4: ++, 5: +++	
	○ 1A01000000019111	尿蛋白			コード			1: 試験紙法(機械読み取り)		1: -, 2: ±, 3: +, 4: ++, 5: +++	
	1A01000000019011				コード			2: 試験紙法(目視法)		1: -, 2: ±, 3: +, 4: ++, 5: +++	
	1A10000000019111	尿潜血			コード			1: 試験紙法(機械読み取り)		1: -, 2: ±, 3: +, 4: ++, 5: +++	
	1A10000000019011				コード			2: 試験紙法(目視法)		1: -, 2: ±, 3: +, 4: ++, 5: +++	
1A105160700166211	尿沈渣(所見の有無)			コード					1: 所見あり、2: 所見なし		
1A105160800166249	尿沈渣(所見)			漢字					所見ありの場合に記載		
1A030000000190301	比重			数字			1: 屈折計法		小数点以下3桁		
1A030000000199901				数字			2: その他		小数点以下3桁		
画像	□ 2A040000001930102	ヘマトクリット値			数字	%		自動血球算定装置		小数点以下1桁	